

甲賀地域福祉基金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲賀地域福祉基金(以下「基金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 基金の交付対象者は、甲賀地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)が承認する団体及び社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会等とする。

(交付申請)

第3条 基金の交付を受けようとする者は、甲賀地域福祉基金交付事業申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に実施計画書(様式第2号)を添付し、甲賀地区社会福祉協議会長(以下「地区社協会長」という。)に提出するものとする。但し、甲賀市社会福祉協議会が基金に関する事務を行うために交付を受ける場合は、この限りではない。

(交付の決定等)

第4条 地区社協会長は、前条に定める申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う事情聴取等により、適当と認めるときは甲賀地域福祉基金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)(様式3号)により当該交付対象者に通知するものとする。又、不適当と認められた場合は、甲賀地域福祉基金不交付通知書(様式4号)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 基金の交付決定を受けた者は、甲賀地域福祉基金交付請求書(以下「請求書」という。)(様式第5号)を地区社協会長に提出しなければならない。

(交付金支払い)

第6条 地区社協会長は、交付決定者から請求書の提出があった場合は、交付金を交付するものとする。

(交付金交付の条件)

第7条 交付金対象者は、交付事業を中止若しくは廃止又はその内容を変更しようとするときは、地区社協会長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、交付事業の終了後、速やかに甲賀地域福祉基金交付事業実績報告書(様式第6号)に事業実績書(様式第7号)を添付し、地区社協会長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、地区社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。